

一般社団法人 大丸有環境共生型まちづくり推進協会

定 款

2007年	5月31日	作成
2007年	6月14日	公証人認証
2007年	6月21日	法人成立
2010年	5月13日	改定
2010年	11月4日	改定
2012年	6月4日	改定
2015年	11月17日	改定
2020年	6月19日	改定
2023年	6月21日	改定

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第1条（名 称）

当法人は、一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会と称する。

英文名：Association for Creating Sustainability in Urban Development of the Otemachi Marunouchi Yurakucho District.

### 第2条（目 的）

当法人は、大手町・丸の内・有楽町地区（大丸有地区）の持続可能な開発に資する先進技術や啓発活動に関する調査研究及び、企画立案、指導、研修会、セミナー、啓発イベント等の開催又は助成等を行うことにより、当地区の環境共生型まちづくりの推進と先進的モデル地区としての情報集積を図り、もって我が国の持続可能な産業発展に寄与することを目的とする。

### 第3条（事 業）

当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- （1）環境共生型まちづくり推進に関する調査研究及び指導
- （2）環境共生型まちづくりに関する研修会、セミナー等の開催又は助成
- （3）環境共生型まちづくりに関し貢献したものの表彰
- （4）環境共生型まちづくりに関する内外関係機関等との交流及び連携体制の構築
- （5）前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

### 第4条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

### 第5条（公告の方法）

当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

### 第6条（基金の拠出者の権利に関する規定）

- （1）基金の返還に係る債権には、利息を付さない。拠出した基金は、当法人が解散するときまで返還しない。
- （2）基金の返還に係る債権は、譲渡又は質入れ並びにその他の処分をすることはできない。
- （3）基金の拠出者は、当法人について、破産、民事再生手続、その他一切の法的倒産手続開始の申立をすることができない。

### 第7条（基金の返還の手続）

社員総会で承認された財産目録及び貸借対照表に従って、当法人の基金の返還債務以外の債務を弁済した後に清算人がこれを行う。

## 第 2 章 社 員

### 第 8 条 (社員名簿)

(1) 当法人の社員は、大丸有地区再開発推進協議会または NPO 法人大丸有エリアマネジメント協会の会員である者より選出する。

(2) 社員に欠員が生じた場合は、社員による協議の上、上記選出母体より社員を選出して理事長に報告する。理事長は、次の社員総会においてこの事を報告する。

(3) 当法人は社員の名称及び住所を記載した名簿を作成し、事務所に備え置くものとする。

### 第 9 条 (設立時の社員の名称及び住所)

設立時の社員の名称及び住所は次の通りとする。

(住 所) 東京都千代田区大手町一丁目 6 番 1 号

(名 称) 三菱地所株式会社

(住 所) 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

(名 称) 東京電力株式会社

(住 所) 東京都港区海岸一丁目 5 番 2 0 号

(名 称) 東京瓦斯株式会社

(住 所) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 2 号 東銀ビルヂング 6 階

(名 称) 丸の内熱供給株式会社

(住 所) 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビル

(名 称) 三菱電機株式会社

(住 所) 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号

(名 称) 特定非営利活動法人 大丸有エリアマネジメント協会

### 第 10 条 (除 名)

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は本定款その他社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

## 第 3 章 役 員

### 第 11 条 (役員)

当法人には次の役員を置く。

理 事 3名以上20名以内  
監 事 1名以上2名以内

#### 第12条（選任）

- （1）理事および監事は、社員または社員が指名した者の中から社員総会において選任する。
- （2）理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### 第13条（任期）

- （1）理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。
- （2）補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- （3）補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

#### 第14条（理事長、副理事長、専務理事、理事）

当法人には、代表理事として理事長1名、副理事長2名、および専務理事2名以内を置き、理事会の決議によってこれを定める。

- （1）理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。
- （2）副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- （3）専務理事は当法人の業務を執行する。
- （4）理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。

#### 第15条（監事）

監事は、法令の定めに基づき次に掲げる職務を行う。

- （1）理事の職務の執行を監査し、省令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- （2）理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- （3）理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- （4）理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事会の招集権者に対し、理事会の招集を請求することができる。
- （5）理事が、社員総会に提出しようとする議案、書類その他省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

#### 第16条（役員報酬）

役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員については、社員総会の決議を経て、報酬を支給することができる。

### 第 4 章 顧 問

#### 第17条（顧問）

この法人に、顧問を置くことができる。

- （1） 顧問は、学識経験者または当協会に功労のあった者のうちから理事会が推薦し、理事長がこれを委嘱する。
- （2） 顧問は、法人の運営に関して理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- （3） 顧問の任期は、特に定めない。
- （4） 顧問は、所定の退任届を提出して任意にいつでも退任することができる。また理事長の決定によって解任することができる。
- （5） 顧問は、非常勤であり無報酬とする。

### 第 5 章 事 務 局

#### 第18条（事務局）

当法人の会務執行に必要な事務を処理するために、事務局を置く。

- （1） 事務局は、事務局長、事務局次長、及び所要の職員をもって構成する。
- （2） 事務局長は理事会の同意を得て理事長が委嘱し、他職員は事務局長が任免する。
- （3） 事務局長は、必要に応じて社員各社の実務者による事務局運営会議を召集する。

### 第 6 章 社 員 総 会

#### 第19条（社員総会）

当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、各事業年度終了の日の後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

#### 第20条（社員総会の権限）

社員総会は、法令及び本定款で定める事項、並びに当法人の保有する会社の出資持分に係る議決権行使に関する事項、その他当法人の運営に関する重要な事項を決議する。

#### 第21条（開催地）

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

## 第 22 条（招集）

- （１）社員総会は、法令に別段の定めある場合を除き、理事がこれを招集する。
- （２）社員総会の招集は、理事が数人あるときは、理事の過半数で決する。
- （３）社員総会の招集通知は、会日より少なくとも 1 週間前に各社員に発することを要する。但し、社員全員の同意がある場合には、上記招集手続を省略することができる。

## 第 23 条（決議方法）

- （１）各社員は、各 1 個の議決権を有する。
- （２）社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し(委任状による出席も含む)、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

## 第 24 条（議決権の代理行使）

社員は代理人により議決権を行使することができる。この場合、代理人は代理権を証する書面を社員総会の開催毎に当法人に提出しなければならない。

## 第 25 条（議長）

社員総会の議長は、理事の互選によってこれを定める。理事に事故又は欠員があるときは、監事がこれに代わる。

## 第 26 条（議事録）

社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、(議長及び議事録を作成した理事が記名押印し、) 当法人がこれを保存する。

# 第 7 章 会 議 及 び 委 員 会

## 第 27 条（会議）

当法人には、会務を議するために次の会議をおく。

- （１）社員総会
- （２）理事会

## 第 28 条（理事会）

理事会は、次の各号にしたがって開催する。

- （１）理事会は理事および監事によって構成される。
- （２）理事会は、毎年 2 回、および必要に応じて理事長が招集する。(理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。)
- （３）理事会の議長は、理事長とする。

(4) 理事会は、現在数の半数以上の理事および1名以上の監事が出席しなければ議事を行い、決議することができない。

(5) 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときは除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(6) 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

(7) 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事長及び監事が記名押印し、当法人がこれを保存する。

#### 第29条（委員会）

当法人には、その事業の円滑な実施をはかるために、次の各号にしたがって委員会を設置することができる。

(1) 委員会の設置および解散は、理事会の決議による。

(2) 委員会の委員長および委員は、理事長が委嘱する。

## 第8章 計算

#### 第30条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとし、事業年度の末日を決算期とする。

#### 第31条（計算書類）

理事長は、毎事業年度、次の書類および附属明細書を作成して、定時社員総会に提出し、(3)の書類についてはその内容を報告し、(1)、(2)および(4)の各書類については承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書

(3) 事業報告書

(4) 剰余金の処分または損失の処理に関する議案

## 第9章 解散

#### 第32条（残余財産の帰属）

解散の時に於いて基金の返還に係る債権を有する者に対し、その債権額に応じて、残余財産を分配する。

## 第 10 章 附 則

### 第 33 条 (禁止事項)

理事及び社員は、当法人が本定款第 3 条記載の事業を継続している間は、以下の各号の事項を行ってはならず、また行うべき旨を決議してはならない。

- (1) 当法人の破産、民事再生手続その他一切の法的倒産手続開始の申立を行うこと。
- (2) 当法人を解散又は清算すること。

### 第 34 条 (行為準則)

当法人は、当法人がその出資持分を取得する会社による本定款第 3 条記載の事業を継続するのに不可欠と認められる場合を除き、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 当法人の債務を当法人の資金で支払い、借入を行わないこと。
- (2) 当法人が本定款第 3 条記載の事業を継続している間は、その出資持分を譲渡しないこと。
- (3) 想定される事業に照らして十分な基金を維持すること。
- (4) 他の自然人又は法人に対して融資を行わず、債務保証を負担せず、また当法人の資産に担保を設定しないこと。

### 第 35 条 (準拠すべき法律)

本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによるものとする。

上記、当法人の定款に相違ありません

代表理事 伊藤 滋